

区域計画に記載する特定事業等の概要

都心居住促進のための容積率・用途等土地利用規制の見直し

(国家戦略民間都市再生事業 他5件)

(国家戦略特別区域法第20条、第21条～第25条)

規制改革の内容

特例措置前

許認可等ごとに手続きが法定されており、関係行政機関等との調整が必要

特例措置

区域計画の認定をもって、事業に係る許認可等がなされたものとみなす

- ・国家戦略土地区画整理事業
- ・国家戦略都市計画建築物等整備事業
- ・国家戦略開発事業
- ・国家戦略都市計画施設整備事業
- ・国家戦略市街地再開発事業
- ・国家戦略民間都市再生事業

効果

居住環境を含め、世界と戦える国際都市の形成を図るために必要な施設の立地を促進

規制改革の概要

都市計画法等に定める手続きのワンストップ化

○関係者の協議・調整→意思決定が**長期化**

都市計画の決定又は変更 (都市計画法)	開発許可、都市計画事業の認可 (都市計画法)
土地区画整理事業の認可 (土地区画整理法)	市街地再開発事業の認可 (都市再開発法)
民間都市再生事業計画の認定 (都市再生特別措置法)	

○区域会議で一同に協議→意思決定を**迅速化**

民間事業者

国



地方公共団体

区域計画への記載

総理大臣の認定
(許認可等)

世界と戦える国際都市形成に必要な
コンベンション施設、オフィスビル等の
立地を促進

○認定一例: 国家戦略民間都市再生事業
【東京圏】日比谷地区



第2回東京圏国家戦略特別区域会議
資料4 東京都提出資料より

官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化

(創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例、人材流動化支援施設の設置)

(国家戦略特別区域法第19条の2、第36条の3)

規制改革の内容

特例措置前

- ・スタートアップ企業の課題は、質の高い人材確保
- ・退職した国家公務員が、再び採用された場合、退職手当の算定に係る「勤続年数」は再採用の時点から起算

特例措置

- ・スタートアップ企業に採用後、再び国家公務員として採用された場合(3年以内)、「勤続年数」は退職前の国家公務員の期間を通算
- ・スタートアップ企業と人材をマッチングする「人材流動化センター」を設置

効果

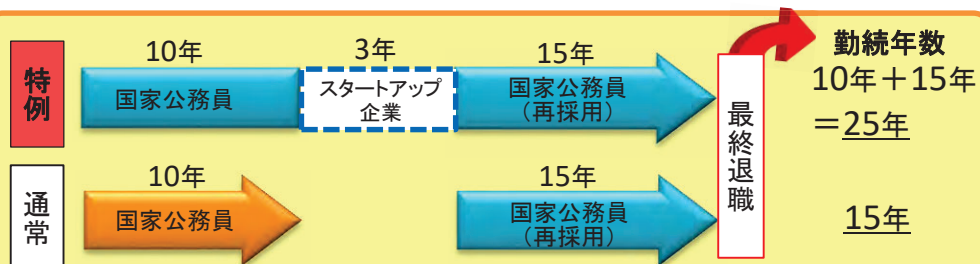
創業者の人材確保を支援

規制改革の概要

創業者の人材確保・官民の人材移動の促進



【最終退職時の退職手当の算定に係る勤続年数】



外国人を雇用しようとする事業主への援助（相談センターの設置） （国家戦略特別区域法 第37条の3）

規制改革の内容

特例措置前

- ・ 産業の国際競争力を強化するため、専門的な能力を有する外国人材を活用したいとのニーズは強い。
- ・ 在留資格の制度運用については、基準が不明確・裁量的との指摘がある。

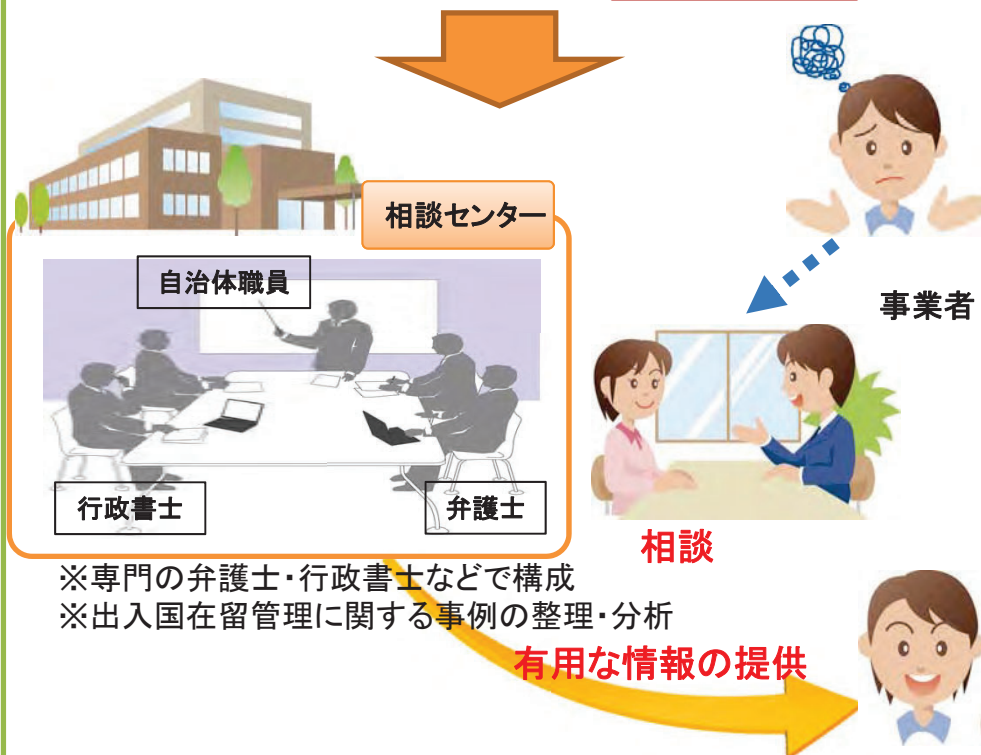
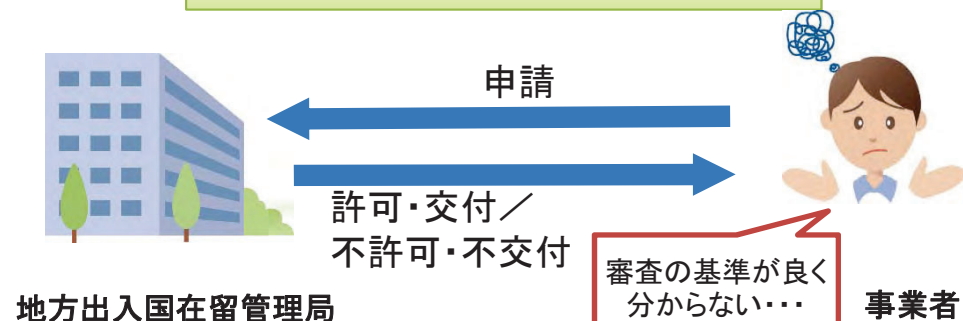
特例措置

- ・ 特区内に「外国人雇用相談センター」を設け、専門の弁護士・行政書士などを配置し、外国人材を受けようとする企業等に対し出入国在留管理制度に関する各種相談や情報提供等を行う。

効果

- ・ 地域における専門性や技能を有する外国人材の就業の促進

規制改革の概要



外国人を含めた起業・開業促進のための 各種申請ワンストップセンターの設置 (特区法第36条の2)

規制改革の内容

特例措置前

起業時に必要となる各種申請は、関係機関ごとに手続が必要であり、所在地も異なるため、手間と時間がかかる

特例措置

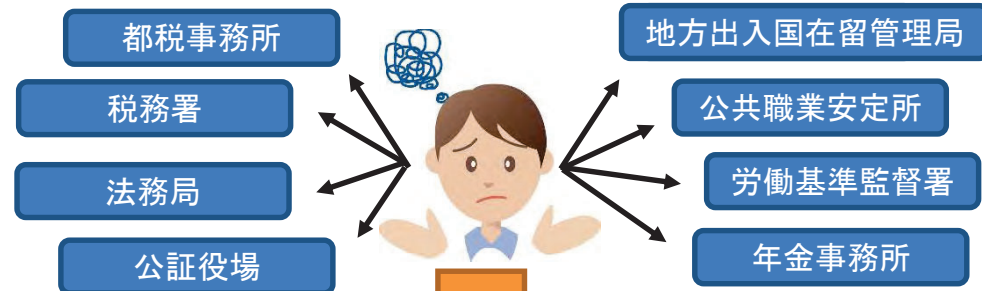
起業時に必要な各種申請(定款認証、登記、税務等)に関係する窓口を一か所に集約し、各種手続きの相談・対応支援を総合的に行うワンストップセンターを設置可能に

効果

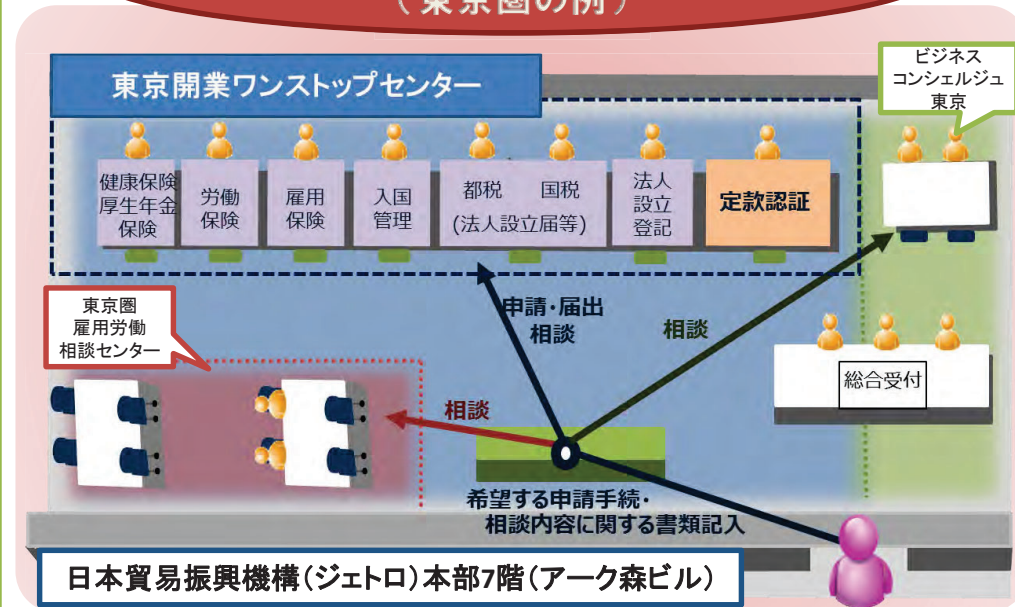
- ・起業手続の負担の軽減
- ・外国人を含めた起業・開業の促進

規制改革の概要

起業に係る手続の関係機関



開業に係る手続のワンストップ化 (東京圏の例)



認定区域計画に定められた特定事業を実施する一定の株式会社に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額等から一定額を控除できる制度。

ア. 会社の指定要件

課税の特例措置を受けようとする会社は、内閣府特命担当大臣に指定を受けなければならない。（施行規則第15条）

中小企業者

中小企業基本法で規定する中小企業者で、設立後5年未満の医療、バイオ、農業分野の事業を行うベンチャー企業で施行規則に定める要件をすべて満たすもの。

小規模企業者

おおむね常時使用する従業員が20人（商業又はサービス業は5人）以下の事業者で、設立後3年未満の一定の雇用増加（注1）を行うベンチャー企業で施行規則に定める要件をすべて満たすもの。

（注1）一定の雇用増加とは、設立1年以上の小規模企業者の投資契約締結日の従業員数が設立時以上かつ前事業年度末より2人以上（商業・サービス業の場合は、1人以上）の雇用の増加があること。

イ. 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

控除額

取得金額（8百万円を限度）と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2千円を控除した額

適用期限

令和8年3月31日

適用対象

適用期限の日までに発行される株式を払込みにより取得した一定の個人

国家戦略特区支援利子補給金制度の概要

国家戦略特別区域計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けた特定事業を行う中小・ベンチャー企業等が、国の指定を受けた金融機関から当該事業を実施するうえで必要な資金を借り入れる場合に、予算の範囲内で利子補給金を支給するものです。

これにより、事業資金を低利で借り入れることができるため、区域計画の実現に資する事業の円滑な実施に繋がることが期待できます。

(1) 国の指定を受けることが可能な金融機関

- ①銀行 ②信用金庫及び信用金庫連合会 ③労働金庫及び労働金庫連合会 ④信用協同組合及び信用協同組合連合会
⑤農業協同組合及び農業協同組合連合会 ⑥漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 ⑦農林中央金庫
⑧株式会社商工組合中央金庫 ⑨株式会社日本政策投資銀行

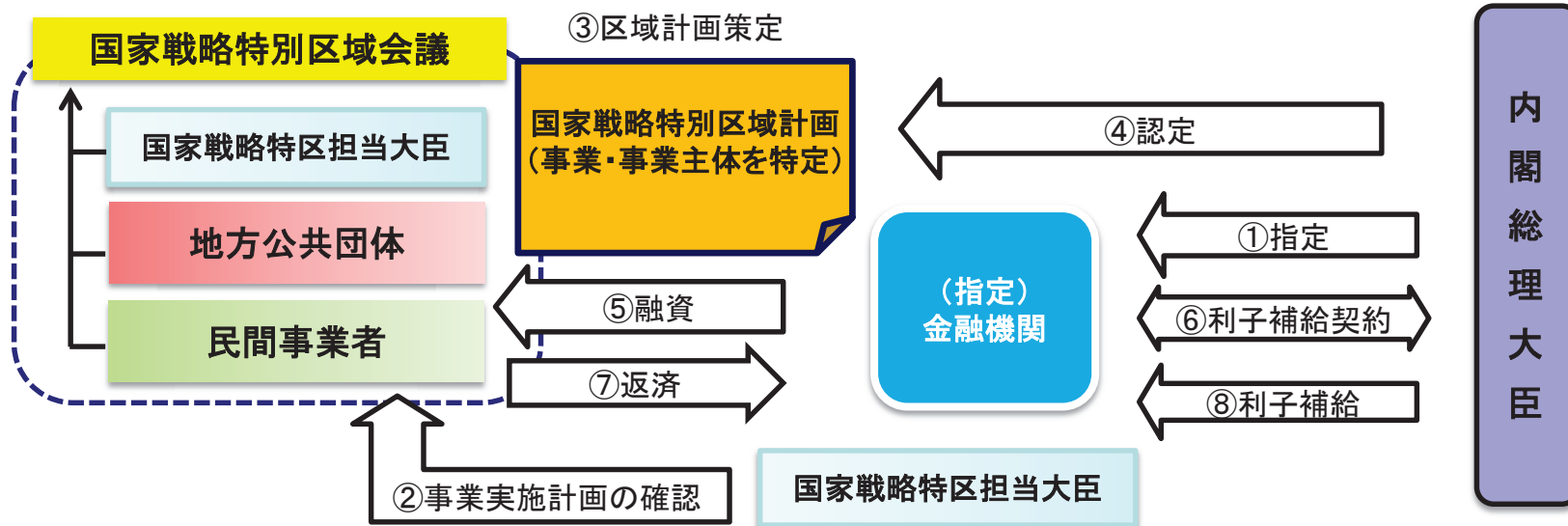
(2) 利子補給金の支給対象となる事業

産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成に資する医療分野、国際分野、農林水産分野等の事業

(3) 利子補給金の支給期間及び利子補給率

金融機関が事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間（利子補給率:0.7%以内）

(4) 制度の流れ



自動運転や小型無人機等の実証実験を促進するための 近未来技術実証に関するワンストップセンターの設置

(国家戦略特別区域法第37条の7)

規制改革の内容

特例措置前

自動運転やドローン(小型無人機)等の「近未来技術」に関する実証実験については、多方面との事前の協議や手続が必要とされており、円滑な実証の推進に当たって課題となっている。

特例措置

国家戦略特別区域内において自動運転やドローン(小型無人機)等の「近未来技術」実証実験等を行う者に対して、関係法令の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う、近未来技術実証に関するワンストップセンターを区域会議の下に設置する。

効果

自動運転やドローン(小型無人機)等の近未来技術の実証実験が迅速かつ円滑に実施され、革新的なサービス等の創出が図られる。

規制改革の概要

■ ワンストップセンターのイメージ

